

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年6月29日

【会社名】 図書印刷株式会社

【英訳名】 Tosho Printing Company, Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 川田和照

【本店の所在の場所】 東京都北区東十条三丁目10番36号

【電話番号】 03(5843)9849

【事務連絡者氏名】 執行役員CSR本部長 中村克美

【最寄りの連絡場所】 東京都北区東十条三丁目10番36号

【電話番号】 03(5843)9849

【事務連絡者氏名】 執行役員CSR本部長 中村克美

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【提出理由】

平成30年6月28日開催の当社第106回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2 【報告内容】

### (1) 当該株主総会が開催された年月日

平成30年6月28日

### (2) 当該決議事項の内容

<会社提案(第1号議案から第5号議案まで)>

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

第106期の期末配当につきましては、普通配当8円に特別配当12円を加えた計20円とするものであります。

##### 1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類 金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金 20円 総額 855,659,860円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月29日

#### 第2号議案 取締役1名選任の件

取締役として、金子 眞吾氏を選任するものであります。

#### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、尾関 純氏を選任するものであります。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、川俣 尚高氏を選任するものであります。

#### 第5号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

退任取締役 足立 直樹氏および退任監査役 矢部 隆三氏に対し当社における一定の基準に従い退職慰労金を贈呈するものであります。

<株主提案(第6号議案から第8号議案まで)>

#### 第6号議案 剰余金の処分の件

(1) 配当財産の種類 金銭

(2) 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

第106期の期末剰余金の配当として、普通株式1株当たり、金280円を配当する。

なお、この場合の配当総額は、280円に平成30年3月31日現在の配当の対象となる株式数を乗じた額となる。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月に開催される定時株主総会の開催日の翌日

#### 第7号議案 任意の指名委員会及び報酬委員会の設置に係る定款変更の件

現行定款に第33条(指名委員会及び報酬委員会の設置)、第34条(選任方法等)、第35条(指名委員会への諮問事項)、第36条(報酬委員会への諮問事項)を新設し、第33条以降の条数を4条ずつ繰り下げる。

#### 第8号議案 政策保有株式売却に係る定款変更の件

現行定款に第8章 第55条(政策保有株式の売却)を新設する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

< 会社提案(第1号議案から第5号議案まで) >

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案	325,253	58,937	7	(注1)	可決 84.32
第2号議案	379,815	8,326	7	(注3)	可決 97.47
第3号議案	370,383	17,757	7	(注3)	可決 95.05
第4号議案	350,686	37,454	7	(注3)	可決 89.99
第5号議案	322,499	65,641	7	(注1)	可決 82.76

< 株主提案(第6号議案から第8号議案まで) >

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 反対割合 (%)
第6号議案	60,210	323,961	7	(注1)	否決 83.99
第7号議案	59,754	328,367	7	(注2)	否決 84.27
第8号議案	61,280	326,846	7	(注2)	否決 83.88

(注1) 議決権を行使することができる出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

(注2) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(注3) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各決議事項の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立した(株主提案については会社法上否決されることが明らかになった)ため、本総会当日出席株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権数は加算しておりません。